

子どもに関する政策討論会議

説明資料

令和 5 年 9 月

医療保健部関係

子ども医療費助成について

令和5年9月11日

医療保健部国民健康保険課

1 子ども医療費助成制度の状況

- 助成事業の実施主体は各市町であり、県では小学生までの医療費の自己負担分（未就学児：2割、小学生：3割相当分）への助成について、その額の1/2を補助しています。

※ただし、所得制限（児童手当基準）を設けています。

- 県補助は、医療費の自己負担分のほか、助成申請に必要な医療機関が発行する領収証明書料（1枚につき200円）も対象としています。

2 子ども医療費の無償化

- 県では、小学生までの医療費の無償化を対象としています。

他県では、定額の一部負担金（500円など）を求めた上で、残りの自己負担分を助成している例もありますが、県では、自己負担のない、文字通りの「無償化」を基本としています。

3 現物給付（窓口無料化）

- 助成の方法は、窓口で支払った額を、後日、口座に振り込む「償還払い方式」を基本としつつ、平成30年度から未就学児にかかる窓口での負担を無料化する「現物給付方式」の場合も補助対象としています。

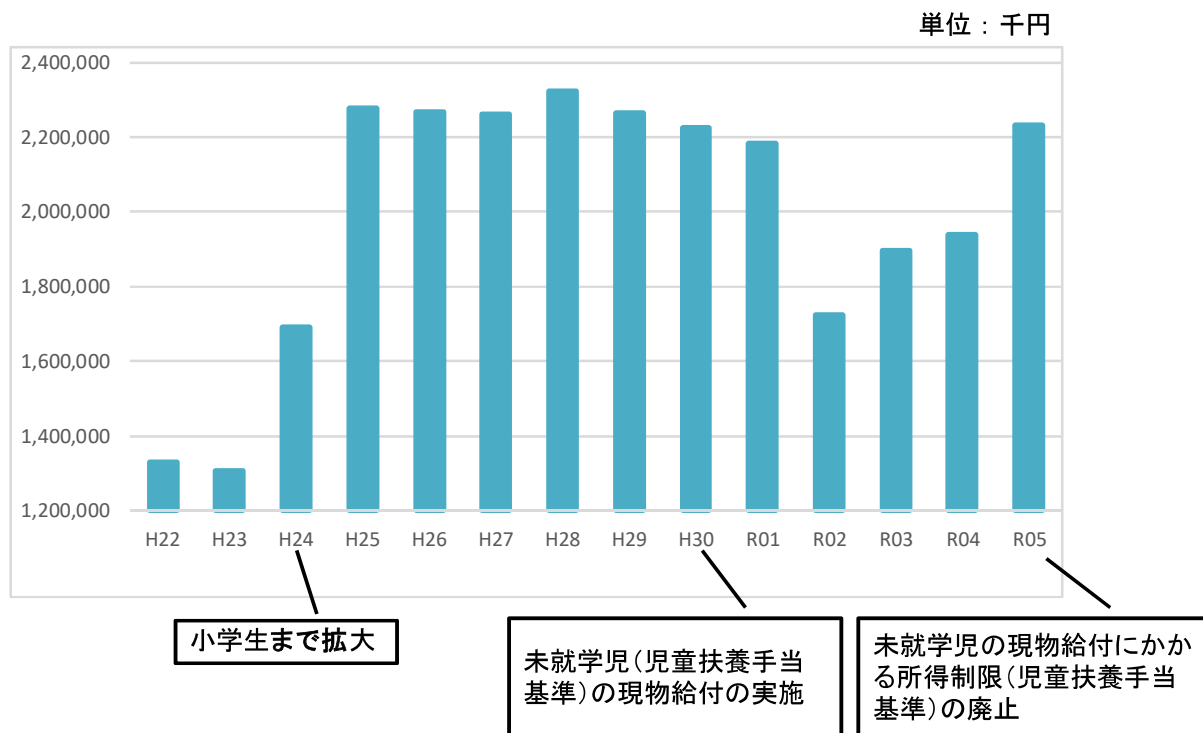
- 県では現物給付の実施目的を「セーフティネットの拡充」とし、これまで児童扶養手当基準の所得制限を設けていましたが、令和5年度よりこの所得制限は廃止し、県補助の拡大を実施しました。

4 県内市町の助成状況

- 市町の助成の基準と県の補助の基準は異なっており、各市町は、県の補助基準に上乗せした市町独自の基準で助成を行っています。（各市町の制度は別紙参照）

対象年齢	中学生まで 18市町	高校生まで 11市町
所得制限	あり 14市町	なし 15市町
現物給付	未就学児まで 22市町	中学生以上 7市町

5 子ども医療費補助金の補助額の推移



※金額は、県補助金の決算額ベース。ただし、R5は当初予算

(子ども)

令和5年4月1日

市町	対象者の範囲		所得制限 (児童手当基準)	現物給付
	入院	通院		
津市	15歳年度末	15歳年度末	有	未就学
四日市市	15歳年度末	15歳年度末	無	中学生
伊勢市	15歳年度末	15歳年度末	有	未就学
松阪市	18歳年度末	18歳年度末	有	未就学
桑名市	18歳年度末 (R5. 9~)	18歳年度末 (R5. 9~)	無	18歳 (R5. 9~)
鈴鹿市	15歳年度末	15歳年度末	無	中学生
名張市	15歳年度末	15歳年度末	有	中学生 (R5. 9~)
尾鷲市	18歳年度末 (R5. 9~)	18歳年度末 (R5. 9~)	有	未就学
亀山市	15歳年度末	15歳年度末	無	未就学
鳥羽市	15歳年度末	15歳年度末	無	未就学
熊野市	18歳年度末	18歳年度末	有	未就学
いなべ市	15歳年度末	15歳年度末	無 (R5. 9~)	未就学
志摩市	15歳年度末	15歳年度末	有	未就学
伊賀市	15歳年度末	15歳年度末	無 (R5. 9~)	中学生 (R5. 9~)
木曾岬町	18歳年度末	18歳年度末	無	未就学
東員町	15歳年度末	15歳年度末	有	未就学
菰野町	15歳年度末	15歳年度末	有	中学生 (R5. 9~)
朝日町	15歳年度末	15歳年度末	無	未就学
川越町	18歳年度末	18歳年度末	無	中学生
多気町	15歳年度末	15歳年度末	無	未就学
明和町	15歳年度末	15歳年度末	有	未就学
大台町	15歳年度末	15歳年度末	有	未就学
玉城町	15歳年度末	15歳年度末	無	未就学
度会町	15歳年度末	15歳年度末	有	未就学
御浜町	18歳年度末	18歳年度末	有	未就学
紀宝町	18歳年度末	18歳年度末	無	未就学
大紀町	18歳年度末	18歳年度末	無	未就学
南伊勢町	18歳年度末	18歳年度末	無	未就学
紀北町	18歳年度末	15歳年度末	有	未就学
合計	18歳:11市町	18歳:10市町	無:15市町	高校:1市、 中学:6市町